

一橋大学小平国際キャンパス
管理等業務 一式

(令和8~10年度)

仕 様 書

1. 件名及び数量 一橋大学小平国際キャンパス管理等業務 一式

2. 概要

一橋大学小平国際キャンパス管理等業務は、国立大学法人一橋大学、放送大学学園及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「発注者」という）が、請負者に一括発注する以下の業務から構成される。業務の詳細は各業務仕様書による。

- ① 一橋大学小平国際キャンパス 警備業務
- ② 放送大学東京多摩学習センター 警備業務
- ③ 大学改革支援・学位授与機構 警備業務
- ④ 一橋大学小平国際キャンパス（放送大学東京多摩学習センターを含む） 建築設備等保全業務
- ⑤ 一橋大学小平国際キャンパス 緑地整備業務
- ⑥ 一橋大学小平国際キャンパス等 国際交流プラザ管理室他業務

3. 目的

本業務は、一橋大学小平国際キャンパス等における施設・設備の維持保全、安全・衛生の確保、サービスの円滑な提供等を目的として、警備業務、建築設備等保全業務、緑地整備業務、及び宿舎等の管理並びに施設の管理の総括管理を行い、もって大学等の円滑な運用に資することを目的とする。

4. 業務場所

一橋大学小平国際キャンパス、一橋大学国際学生宿舎中和寮、一橋大学国際学生館景明館及び一橋大学国際交流会館

詳細は各業務仕様書による。

5. 業務期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

6. 請負代金の支払い

請負者は、業務完了後、完了報告書を国立大学法人一橋大学財務部経理課に提出し、検査を受けるものとする。

代金の請求書は、検査合格後、国立大学法人一橋大学に係る分については財務部経理課へ、放送大学学園に係る分については、放送大学東京多摩学習センター総務係へ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る分については、管理部会計課へ送付するものとする。

代金は、一橋大学分及び放送大学学園分については、当該月毎の業務完了後に、大学改革支援・学位授与機構分については、四半期毎の業務完了後の支払いとし、それぞれ適法な請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに支払うものとする。

7. その他

請負者は、仕様書に明記のない場合にあっても、業務の性質上、当然なされるべき業務の他、発注者の担当者の指示する事項については、仕様書の範囲内で実施すること。なお、仕様書の解釈及び疑義が生じた場合は、発注者と請負者協議の上決定する。